



第5次直方市総合計画

後期基本計画

市民一人ひとりが輝き

笑顔つながるまち

直方市



第5次 直方市総合計画 後期基本計画

市民一人ひとりが輝き 笑顔つながるまち



第5次 直方市総合計画 後期基本計画

市民一人ひとりが輝き 笑顔つながるまち

計画期間 平成23年～平成32年度



市のカタチは、『ハートのカタチ』によく似ています。
このカタチのように、ハートフルなまちづくりを、
市民と行政が力を合わせて推進し、「市民一人ひとり
が輝き笑顔つながるまち」を創ります。



本冊子の表紙などの絵は、「直方谷尾美術館」の子どもスタッフが描きました。

地方自治体を取り巻く社会経済環境は、本格的な人口減少社会への突入、ますますの少子高齢化の加速化等により、地域経済は縮小傾向にあり、地方自治体として、地域社会を維持していくことが困難な状況となってきました。本市においても、厳しい財政状況が続く中、多様化・複雑化する市民ニーズへの対応と将来にわたって持続可能なまちづくりを進めることが重要な課題となっています。

このような中、第5次直方市総合計画は、平成23年から平成32年度までの10カ年を計画期間としています。この総合計画は、行政のための計画ではなく、市民の皆さんと行政が、本市の目指すべき姿を共有し、その実現に向けて互いに協力して取り組むためのまちづくりの指針です。今回、後期基本計画を策定いたしました。現在の本市の現状と課題を把握した上で、本市が目指すべき施策の方向性を明らかにしています。後期基本計画に定めた施策を進めることで、本市の未来を担う子どもたちをはじめ、市民の誰もが将来にわたり住み続けたいと思える「市民一人ひとりが輝き 笑顔つながるまち」を実現したいと考えています。

今後のまちづくりにおいては、市民の皆さんの役割は大変重要と考えています。「まちづくりの主役は市民」といわれるように、市民の皆さんが、自ら暮らす地域のあり方について考え、自主的に行動し、その行動と選択に責任を負うという住民主体の発想に基づき、市民自らがまちづくりを行っていくことが大切になると考えています。行政は、市民主体の地域づくりの機運を醸成し、支援していくことが役割になります。

本市の素晴らしい資源のさらなる活用、そして、市民の皆さんや世界や全国規模で活躍する本市出身の方々等の様々な方々のお力添えをいただきながら、将来にわたって輝き続ける直方を創生してまいります。

市民の皆様方をはじめ、関係各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成28年4月

直方市長 壬 生 隆 明

市長挨拶2

総合計画の策定にあたって6

基本構想8

将来都市像8
 まちづくりの基本目標12
 施策の大綱14

第1章 市民みんなで地域づくりを推進するまち14



- 第1節 市民主体の地域づくり
- 第2節 市民に開かれた行政運営

第2章 自然と共生し快適に安心して暮らせるまち15



- 第1節 自然と都市が調和し快適に暮らせるまち
- 第2節 自然と人が共生するまち
- 第3節 安全・安心なまち

第3章 いきいきと笑顔で暮らせる心豊かなまち16



- 第1節 すこやかで安心して暮らせるまち
- 第2節 ささえあう地域福祉社会
- 第3節 安心して子育てできるまち
- 第4節 生きる力を育む教育の充実と青少年の健全育成
- 第5節 生きがいと豊かな感性を育むまち
- 第6節 人権尊重社会の実現
- 第7節 男女共同参画社会の実現

第4章 未来へつなぎ活力を創造するまち18



- 第1節 時代をリードし成長する工業
- 第2節 市民の暮らしの担い手となる商業とサービス産業
- 第3節 未来に夢を持つ農業
- 第4節 魅力あふれる観光

基本計画21

第1章 市民みんなで地域づくりを推進するまち25

- 第1節 市民主体の地域づくり26
- 第2節 市民に開かれた行政運営30

第2章 自然と共生し快適に安心して暮らせるまち37

- 第1節 自然と都市が調和し快適に暮らせるまち38
- 第2節 自然と人が共生するまち48
- 第3節 安全・安心なまち52

第3章 いきいきと笑顔で暮らせる心豊かなまち59

- 第1節 すこやかで安心して暮らせるまち60
- 第2節 ささえあう地域福祉社会64
- 第3節 安心して子育てできるまち70
- 第4節 生きる力を育む教育の充実と青少年の健全育成74
- 第5節 生きがいと豊かな感性を育むまち80
- 第6節 人権尊重社会の実現86
- 第7節 男女共同参画社会の実現88

第4章 未来へつなぎ活力を創造するまち91

- 第1節 時代をリードし成長する工業92
- 第2節 市民の暮らしの担い手となる商業とサービス産業96
- 第3節 未来に夢を持つ農業98
- 第4節 魅力あふれる観光102

子どもワークショップの取り組みについて106

直方市まち・ひと・しごと創生総合戦略について108

参考資料115

成果指標116	審議会答申133
人口124	審議会委員名簿141
財政状況126	市民会議143
策定経過128	市民会議委員名簿146
策定体制130	市民意識調査結果の概要148
直方市総合計画審議会条例131	

総合計画の策定にあたって
 基本構想
 将来都市像
 まちづくりの基本目標
 施策の大綱
 後期基本計画
 市民みんなで地域づくりを推進するまち
 自然と共生し快適に安心して暮らせる心豊かなまち
 いきいきと笑顔で暮らせる心豊かなまち
 未来へつなぎ活力を創造するまち
 資料編



総合計画の策定にあたって

総合計画策定の趣旨

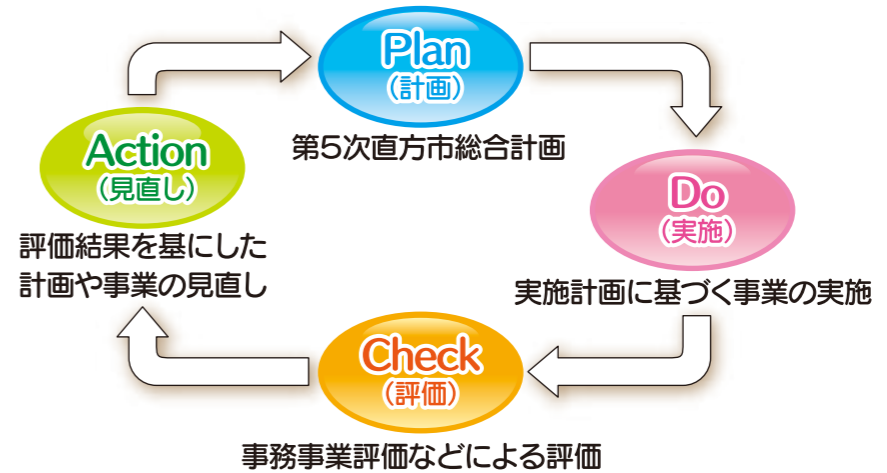
総合計画は、地方自治法第2条第4項の規定に基づき策定するもので、長期的な展望の下で、総合的かつ計画的にまちづくりを進めるための基本となる計画です。

今日の地方自治体を取り巻く社会経済環境は、人口減少社会の到来や少子高齢化の進行、地球規模の環境問題、高度情報化の進展、地方分権の推進など大きく変化しています。

こうした中、複雑かつ多様化する地域の課題解決を図るため、市民と行政との協働によるまちづくりが求められています。

このことから、市民と行政が直方市の将来像とまちづくりの目標を共有し、信頼関係を構築しながら市民と行政との協働によるまちづくりを進めるための指針とするため、市民会議や総合計画審議会など、広く市民の意見をいただきながら、直方市第5次総合計画を策定しました。

総合計画の実現に向けた取り組み



第5次総合計画に掲げた施策の推進にあたっては、計画（Plan）・実施（Do）・評価（Check）・見直し（Action）のPDCAサイクルを確立させ、計画に基づき実施される事業を評価し、見直しや改善を行うことで、計画の実現を図ります。

総合計画の構成

基本構想は、市民と行政の共通の目標として、直方市の目指すべき将来像を実現するための基本方針を定めるものです。

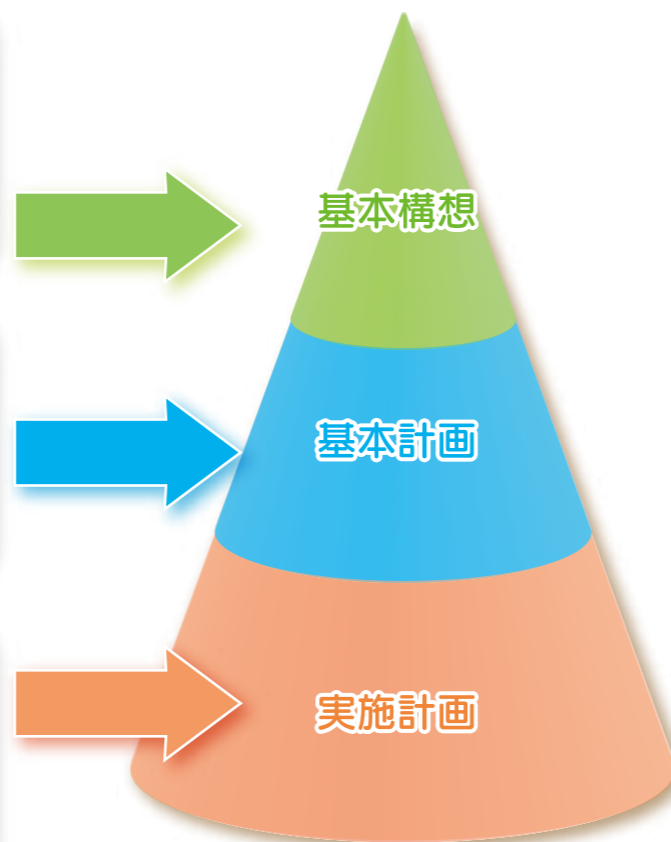
期間は、平成23年から平成32年度までの10年間とします。

基本計画は、基本構想に掲げるまちの将来像を実現するために、各分野で取り組む施策の基本的な方向性と体系を定めたものです。

期間は、基本構想の10年間で前期と後期に分け、それぞれ5年間とします。

実施計画は、基本計画で示された施策に基づき、財政計画と連動する具体的な事業の内容を定めるものです。

計画期間を3年間とし、毎年度見直しを行います。



総合計画の期間

